

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、及び保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令の規定に基づき、保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項の規定に基づく貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基準として計算した金額を定める件の一部を改正する件（平成二十三年<sup>金融庁</sup>財務省告示第一号）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>本則中「（同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「計算した金額」の下に「（保険会社に係るものに限る。）並びに同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する同令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額」を加え、本則第三号及び第四号を次のように改める。</p> <p>三（略）</p> <p>四 単体告示第一条第四項第二号に掲げる配当準備金未割当部分（ただし、相互会社にあつては、社員配当準備金繰入額から翌期配当所要額を控除した額を含まない。）</p> <p>本則第五号及び第六号を削り、本則第七号中「その他有価証券をいう」の下に「。次項第六号において同じ」を加え、同号を本則第五号とし、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。</p> <p>2 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額（保険会社及びその子会社等に係るもの</p> | <p>本則中「（同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「計算した金額」の下に「（保険会社に係るものに限る。）並びに同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する同令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額」を加え、本則第三号及び第四号を次のように改める。</p> <p>三（略）</p> <p>四 単体告示第一条第四項第二号に掲げる配当準備金未割当部分</p> <p>本則第五号及び第六号を削り、本則第七号中「その他有価証券をいう」の下に「。次項第六号において同じ」を加え、同号を本則第五号とし、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。</p> <p>2 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額（保険会社及びその子会社等に係るもの</p> |

限る。(並びに同令第七条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

一～三 (略)

四 連結告示第二条第四項第二号に掲げる配当準備金未割当部分の合計額(ただし、相互会社にあつては、社員配当準備金繰入額から翌期配当所要額を控除した額を含まない。)

五・六 (略)

限る。(並びに同令第七条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

一～三 (略)

四 連結告示第二条第四項第二号に掲げる配当準備金未割当部分の合計額

五・六 (略)